告 示

埼玉県告示第八百三十四号

の 規 条の二第一項の規定によ 自 留 V <u>\frac{1}{1}</u> 邦 0 四条第四項に 生活保護法 . う。 とおり 定により同条第 の支援に関する法律 人等の円滑な帰国の促進並びに 辞退 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号) \mathcal{O} お 届 V 出 一項 てその例によ 「 が あ 1項におい る指定介 の指定を受けたもの (平成六年法律第三十号。 った。 護機関 てその るも 永住帰国 \mathcal{O} 例に とされた生活保護法第五 (同条第二項及び中国残留邦 とみなされた介護機関を含む。)から、 よるものとされた生活保護法第五 した中国残留邦人等及び特定配偶 第五十四条 以下 「中国残留邦 の二第一 十四条 項及 人等支援法第 人等支援法」 の二第二項 び 中国 十四四 者

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

7 7 4 1 7	アズハイム入間	
四	入間市高倉二―四	
入居者生活介護	活介護特定施設入居者生	サービスの種類
和 七 年 ナ 月 一	令和七年九月一日	